

ぼればれ四条大路居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ひまわりの会が開設するぼればれ四条大路が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（第1号被保険者）及び特定の疾患（16種）により要介護状態又は要支援状態にある人（第2号被保険者）に対し、サービスの公正中立且つ適正な指定介護支援を提供することを目的とします。

(運営方針)

第2条 ぼればれ四条大路の介護支援専門員は、利用される方の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用される方の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように援助を行います。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 ぼればれ四条大路
- (2) 所在地 奈良市四条大路2丁目860番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者（兼務） 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 居宅介護支援専門員 3名以上
居宅介護支援の提供にあたる
- (3) 事務職員（兼務） 1名
必要な業務を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。ただし必要に応じ時間外も営業する。

(居宅介護支援の内容及び利用料等)

第6条 要介護認定（要介護更新認定、要介護状態の区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、サービスの種類の変更を含む。以下「要介護認定等」という）にかかる申請等について、申請の代行等必要な援助を行う。

- 2 心身の状況、置かれている環境、家族の希望等を考えて居宅サービス計画を作成する。
- 3 前項の居宅サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- 4 居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画がどのように実行されているかを把握し、これに基づく給付管理表の提出を行うとともに、必要に応じて居宅サービス計画の変更その他便宜の提供を行う。
- 5 当事業所が行う居宅介護支援に対しては、利用者の負担はないものとする。但し、介護保険適用の場合においても、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合がある。その場合は、一旦、サービス利用料金を頂き、サービス提供証明書発行する。サービス提供証明書を各市町村窓口提供し、後日に払戻となる場合がある。

(事業の実施地域)

第7条 事業の実施地域を奈良市（田原、柳生、大柳生、東里、狭川を除く）、大和郡山市、生駒市、天理市（福住、藤井町、仁興町、芦原町を除く）、木津川市、精華町とする。

(苦情解決)

第8条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(虐待の防止等)

第9条 事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止の為に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を遵守します。ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。

2 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、職員の資質向上のため研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年3回

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密をもらしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を守らせるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らしてはならない旨に従業者との雇用契約の内容に盛り込むものとする。

4 本事業所は、サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は保存するものとする。

5 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は株ひまわりの会と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年10月31日から施行する。

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

この規程は、平成22年11月13日から施行する。

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年8月1日から施行する。